

2か月連続 死亡労働災害発生！！

(業種：道路貨物運送業の荷主先での作業)

四日市労働基準監督署管内において、令和5年12月、令和6年1月と、**2か月連続で、道路貨物運送業の労働者が死亡する労働災害が発生**しました。
事案の詳細は、以下を参照してください。

【事案1】

被災者は、荷主先において荷の積み下ろし作業後、当該荷へのシート掛け及びテーピング作業を行っていた際に、当該荷が突然倒れきたため、被災者はその下敷きとなった。

(事故の型：崩壊・倒壊)



【事案2】

被災者は、荷主先において、荷台上で荷の積み込み作業を行っていたところ、バランスを崩して、荷台から落下した。

(事故の型：墜落・転落)



荷役作業安全ガイドラインの概要（抜粋）

道路貨物運送業労働者の、荷主先での労働災害を防止するためには、**道路貨物運送事業者と荷主先企業との連携が必要不可欠**です。

双方が協力し、以下の措置を講じましょう。

1 安全衛生管理体制の確立

道路貨物運送事業者、荷主先事業場双方が荷役災害防止担当者を指名し、連携して荷役災害防止対策に取り組ませること。

また、荷役災害防止担当者に必要な権限を与え、安全衛生教育を実施すること。

2 荷役作業における労働災害防止措置

- i 運送の都度、**荷主先事業場における荷役作業の有無を事前に確認**すること。（**確認した内容を作業員への周知**。）

荷主先事業場は、荷役作業の有無について、事前に陸運事業業者に通知すること。

- ii 荷主先事業場から確認した**荷役作業の内容に応じた適切な安全衛生対策を講じる**こと。

荷主先事業場は、当該安全衛生対策が円滑に進められるよう協力すること。

- iii **荷役作業場所の作業環境や作業内容にも配慮した服装や保護帽、安全靴等を着用させる**こと。

- iv **荷主先事業場は**、荷役作業場所について、荷の積み下ろし等に必要の広さを確保するとともに、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、整理整頓、可能な限り、雨風を避けられる荷役作業場所とするよう努めること。



3 荷役作業に係る安全衛生教育の実施

荷役作業を行うことになる労働者に対して、本ガイドラインで示された事項についての安全衛生教育を実施すること。

- i 荷役作業における積み下ろし作業（ロープ掛け、ロープ解きの作業及びシート掛け、シート外しの作業を含む）に関する知識。

- ii 荷の種類等

- iii 使用する器具や工具

- iv 作業箇所の安全確認

- v **服装及び保護具**

